

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

1. 目的 地方消費税率の引上げによる引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、社会保障4経費（制度として確立された「年金」、「医療」及び「介護」の社会保障給付並びに「少子化」に対処するための施策に要する経費）及びその他の社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています（根拠法令：消費税法第1条第2項、地方税法第72条の116第2項）。以上の趣旨を踏まえ、令和5年度一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況を報告します。

2. 事業内容 【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 341,637千円  
 【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,210,698千円

区 分	事 業 名	全 体 事業費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国・県	地 方 債	そ の 他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	一般財源	
社会保障4経費 その他の社会保 障施策に要する 経費	社会福祉	社会福祉費	60,259	4,511	0	1,368	7,470	46,910
		老人福祉費	238,574	3,689	0	102,202	18,227	114,456
		障害者福祉費	1,236,047	874,215	0	10,896	48,211	302,725
		子ども・子育て事業費	2,060,562	1,129,061	0	159,738	106,020	665,743
		小 計	3,595,442	2,011,476	0	274,204	179,928	1,129,834
	社会保険	国民健康保険事業費	224,982	112,597	0	42,745	9,567	60,073
		介護保険事業費	316,219	0	0	0	43,441	272,778
		後期高齢者医療事業費	566,342	75,649	0	0	67,409	423,284
		国民年金事業費	0	0	0	0	0	0
		小 計	1,107,543	188,246	0	42,745	120,417	756,135
	保健衛生	保健衛生総務費	96,689	66	0	7,788	12,204	76,631
		予防費	248,447	78,451	0	50,427	16,427	103,142
		母子衛生費	57,352	22,634	0	0	4,770	29,948
		保健衛生施設費	105,225	0	0	47,785	7,891	49,549
		小 計	507,713	101,151	0	106,000	41,292	259,270
	合 計	5,210,698	2,300,873	0	422,949	341,637	2,145,239	

※社会保障財源化分の地方消費税交付金は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しております。